

## 令和元年度 神戸市奨学金 追加募集のご案内

令和2年度の神戸市奨学金追加募集を次のとおり実施します。

1. 応募資格 次の要件 1) ~ 4) をすべてそなえている方に限ります。  
(非課税世帯の場合は5の選考基準も満たしている必要があります)

要 件	備 考
1) 保護者が神戸市内に在住している方	住民登録が神戸市にあることを原則とします。
2) 高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部に在学する方	高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象ではありません。
3) 他の制度の奨学金その他これに類するものを受けていない方	神戸市奨学金を受ける方は、他の奨学金を同時に受けることはできません。授業料軽減制度との併給はできます。
4) 経済的に困窮しており就学が困難である方 (次の①~③のいずれかに当てはまる方)	
① 生活保護世帯のうち高等学校等就学費を受給できない方	基本的に生活保護世帯の方は神戸市奨学金に応募できません。ただし、年齢等の要件で生活保護費の高等学校等就学費を受給する資格がない方に限り応募することができます。なお、留年などの一時的な理由で高等学校等就学費を受給できない方は応募できません。 ※生活保護費の高等学校等就学費との重複受給を避けるため、保護の適用状況について神戸市保健福祉局へ照会することができますのでご了承ください。
② 児童養護施設に入所している方 又は里親に養育されている方	児童養護施設は、所在地が神戸市内のものに限ります。
③ 令和2年度市民税非課税世帯(均等割・所得割とも非課税)の方	雑損控除や繰越損失等の損失があるために非課税になっている世帯の方は除きます。 ※配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除により差引納付額が0円になっている場合は非課税ではありません。
5) 非課税世帯の場合の選考基準 令和2年度(令和元年分)市民税非課税世帯の内、第1子の者であること。 (ただし、特別支援学校は適用外)	※第1子の者とは、「23歳未満の扶養されている兄・姉がいない世帯であり、自分より年長の第2子以降の高校生等がいない」世帯の者です。

### 2. 応募方法 及び 受付期間

願書と証明書類は、在籍する学校が定める期限までに学校へ提出してください。

なお、各学校から神戸市教育委員会事務局への提出締切は 令和2年6月30日(火)必着です。

\*期限を過ぎて提出された願書は受け付けませんのでご注意ください。

### 3. 奨学金の支給について

支給期間は正規の最短修学年限(3年制校の場合、最大36ヶ月)です。ただし、退学や休学、世帯の収入が大きく増えた場合など、在学状況・世帯状況等に変更があれば、奨学生資格を終了又は停止します。

学校長を通じて、年額を一括で支給します。給与ですので、卒業後の返還は不要です。

奨学生の年額……公立学校生徒 7,200円

\*支給開始月は、原則として、令和2年4月からです。

### 4. 資格継続審査

今回ご応募いただいた方については、世帯の所得状況が奨学生資格を満たしているかどうか、令和3年度以降、毎年6月頃に在学生を対象として継続確認審査を行います。

継続確認審査は、基本的に市教育委員会事務局が毎年の市税データに基づいて自動的に行いますので、奨学生応募時に「市税課税台帳等の閲覧」に同意されれば、以降の手續は不要です。(市税課税台帳等の閲覧同意について、願書に記入欄があります)

同意されない場合、または市税データが神戸市にない場合は、毎年、資格継続確認申請書と所得証明書類の提出が必要です(この場合、資格審査に時間がかかるため、奨学金の支給が遅くなることがあります)。

## 5. 採用順位

提出された書類に基づいて応募資格を審査します。応募者が多数に上る場合は、予算の範囲内において、以下の順で採用します。

- ①生活保護世帯のうち高等学校等就学費を受給できない方
- ②児童養護施設に入所している方 又は 里親に養育されている方
- ③令和2年度市民税非課税世帯の方（所得金額順）

※「6. 提出書類 3)」の欄をご参照ください。

## 6. 提出書類

応募には1) 神戸市奨学生願書、2) 世帯の所得状況を説明する書類が必要です。

該当者に関しては、3) 市民税非課税世帯の選考に関する書類、もあわせてご提出ください。

必要書類が提出されない場合は、書類不足として、採用不可となることがあります。

1) 神戸市奨学生願書（追加募集） 各在籍校へ申し出て受け取ってください。

2) 世帯の所得状況等を証明する書類

	必要な書類	注 意
生活保護を受けている方	生活保護受給状況証明書（神戸市奨学生用） ⇒証明書原本を提出してください	神戸市奨学生に応募できるのは、生活保護費の高等学校等就学費を受給できない方だけです。
児童養護施設に入所の方	施設長発行の入所証明書 ⇒証明書原本を提出してください	法令により設置された、 <u>神戸市内に所在する施設</u> に限ります。施設長名、施設長印なきものは無効です。
里親に養育されている方	こども家庭センター発行の（里親委託についての）証明書 ⇒証明書原本を提出してください	
令和2年度市民税非課税の方	次のいずれかを添付してください（コピー可） ① 令和2年度市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） ② 令和2年度市民税・県民税 納税通知書及び課税明細書（1・2・3ページの3枚とも） ③ 令和2年度市民税・県民税 所得・非課税証明書（記載を省略していないもの）	※次の点に注意してください。 <b>①源泉徴収票、確定申告書は使用できません。</b> ②父、母両方の証明を添付してください。ただし証明に「配偶者 有」と記載されている場合には、配偶者の証明は必要ありません。 ③家族の中に、高校生を超える年齢の方がおられる場合は、その方の税の証明も必要です。 ただし、証明の扶養人数と家族の人数が同じ場合は、その方の税の証明は不要です。 ④証明書の扶養人数と願書に記載された家族数が異なる場合は、統括が記載された家族全員の住民が必要です。 ⑤住所変更などにより、税の証明に記載された住所（氏名も含む）と違う場合は、両方の住所が確認できる住民票、健康保険証等を添付してください。 ⑥母子・父子世帯の方は、「ひとり親家庭等医療費受給者証」又は「児童扶養手当証書」の写しの添付が必要です。いずれも無い場合は「保護者が婚姻中でないことがわかる書類」を添付してください。所得証明書類に「寡婦」「特別寡婦」または「寡夫」控除が適用されている場合は、母子・父子の証明は不要です。

3) 市民税非課税世帯として選考を行う際、必要に応じて提出する書類（児童養護施設に入所している方は除く）

市民税非課税世帯のうち下記に該当する方は、応募者が多数に上る場合の採用順位について「特別な状況にある方」として優先して選考を行う場合があります。

具体的な状況を願書に記載するとともに、その状況が分かるよう次に掲げる書類を提出してください。

- ① 母子・父子世帯の方 (添付書類は上記のとおりです)
- ② 世帯の主たる生計維持者が失業し、現在も就職していない方 (失業者当人以外の家族に所得がある場合は除きます)
  - ・申請時に失業している場合は職業安定所発行の「雇用保険受給資格者証」の写し
  - ・個人商店などの事業所得者等は「廃業していることが分かる証明書等」の写し
- ③ 期療養者・障害者等のいる世帯で、多額の支出があり負担となっている方
  - ・その傷病に係る令和元年中に発行された医療費の領収書、「障害者手帳等」の写し

## 7. 採用・不採用の結果通知等について

1) 結果のお知らせ 令和2年9月予定。在籍校を通じて連絡します。

2) 奨学金の支給 1年分をまとめて在籍高等学校長に支給します。保護者の皆さんへの支給は学校を通じて行いますので、実際の支給時期は在籍校へお問い合わせください。

## 8. 担当課

神戸市教育委員会事務局 学校経営支援課 学事計画係

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

TEL (078) 984-0665 (直通)

## 証明書見本 すべて「令和2年度」のもの・コピーでも提出可

見本①

### 令和2年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） 【給与所得者の方に、6月頃にお勤め先から配布されます】

令和2年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		受取人番号 氏名 受取者番号	
給与收入	主たる給与区分	課	受取人番号
給与所得区分	以外の合算	課	
所得区分		課	
その他所得区分		課	
所得区分		課	
種類	雇用・労働	元物取引	A
所得区分	雇用・労働	元物取引	B
社会保険料	雇用・労働	元物取引	C
小規模企業区分	雇用・労働	元物取引	D
被扶養者割引	雇用・労働	元物取引	E
生命保険料	雇用・労働	元物取引	F
損害保険料	雇用・労働	元物取引	G
寄附金	雇用・労働	元物取引	H
(未定)			I
		2つに分かれないようにコピーしてください。	
		問い合わせ先： 神戸市役所市民課 電話： 078-321-XXXX	

見本②

### 令和2年度 市民税・県民税納税通知書（1・2・3ページのコピーが必要です。） 【自営業の方等に、6月頃に市民税課より送付されます】

市民税・県民税 納税通知書	市区町村 通知番号 組合番号
お問い合わせの際は、この番号をお伝えください。 E	
問い合わせ番号	
年 月 日	
SAMP	
この納税義務などを示す記載を表示しています。	
市民税・県民税 課税明細書 [1]	
2ページ目	
市民税・県民税 課税明細書 [2]	
3ページ目	

#### 市民税・県民税 課税明細書 [1]

2ページ目

見本③

### 令和2年度（令和元年分所得）市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書

【非課税の方や、見本①、②の書類がない場合】

（5月22日以降に各区役所市税の窓口で発行予定）

<申請可能な方>

非課税世帯

見本①または③において、Aの欄に税額が記載されていないこと

- 注1) 母子・父子世帯の方で、「寡婦」、「特寡」、「寡父」の欄に“有”または“\*”などがない場合は、母子等世帯の確認ができる書類（ひとり親家庭等医療費受給者証など）も必要です。
- 注2) 高校生を超える年齢の家族（妻または夫、祖父母、高校を卒業した子など）を扶養している方で、扶養欄に記載された人数と実際の家族の人数が異なる場合は、扶養人数にあがっていない方の所得の書類も必要です。（高校生以下の子は除く）